

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫、妻及び妻の母並びに原発事故後に出生した長女及び長男）に関し、1. 申立人夫、妻、妻の母及び長女について、過酷避難慰謝料として、中間指針第五次追補の定める目安額30万円の賠償を認めたほか、申立人夫、妻及び長女について、原発事故当時出産のため入院していた申立人妻が、帝王切開により申立人長女を出産したところ、術後の処置を十分に受けることもできないまま避難を余儀なくされ、申立人夫及び出生後間もない申立人長女とともに複数箇所にわたって避難したこと等を考慮して、過酷避難慰謝料の増額分として、申立人妻及び長女に各30万円、申立人夫に15万円の賠償を認め、2. 申立人妻について、妊娠中を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分（申立人子らにつき各30万円）、乳幼児の世話を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分（平成23年3月から同年7月までは避難先の状況等を考慮して月額5万円、同年8月から平成30年3月までは同目安額に基づく金額）の賠償を認め、3. 申立人妻及び妻の母について、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として、別離期間につき各月額3万円の賠償を認め、4. 申立人夫、妻及び妻の母について、生活基盤変容慰謝料各250万円（同目安額）の賠償を認め、5. 申立人子らについて、生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害として、出生から平成29年3月まで月額3万円の賠償を認めたほか、原発事故にごく近接した時期に出生した申立人長女について精神的損害（一時金）の賠償を認める（上記生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害との合計額256万円）などした事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、別紙の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙記載の和解金額合計金1946万3000円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 確認条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年5月29日

（仲介委員 今泉 秀和）

申立人 X 1

| 損害項目           | 内訳等                        | 金額        | 期間                     |
|----------------|----------------------------|-----------|------------------------|
| 過酷避難慰謝料        | 第五次追補第 2 の 1               | 300,000   |                        |
| 過酷避難慰謝料（増額分）   | 第五次追補第 2 の 1               | 300,000   |                        |
| 生活基盤変容慰謝料      | 第五次追補第 2 の 2               | 2,500,000 |                        |
| 日常生活阻害慰謝料（増額分） | 第五次追補第 2 の 4 ⑤<br>（第一子妊娠中） | 300,000   |                        |
| 日常生活阻害慰謝料（増額分） | 第五次追補第 2 の 4 ⑤<br>（第二子妊娠中） | 300,000   | H25.12 ～<br>H26.9      |
| 日常生活阻害慰謝料（増額分） | 第五次追補第 2 の 4 ④<br>（乳幼児の世話） | 2,740,000 | H23.3.12 ～<br>H30.3.31 |
| 日常生活阻害慰謝料（増額分） | 第五次追補第 2 の 4 ⑧<br>（家族別離）   | 1,470,000 | H23.7 ～<br>H27.7       |
| 生命身体損害（入院治療費）  |                            | 43,000    | H23.3.16 ～<br>H23.3.22 |
| 合計             |                            | 7,953,000 |                        |

申立人 X 2

| 損害項目         | 内訳等          | 金額        | 期間                      |
|--------------|--------------|-----------|-------------------------|
| 過酷避難慰謝料      | 第五次追補第 2 の 1 | 300,000   |                         |
| 過酷避難慰謝料（増額分） | 第五次追補第 2 の 1 | 150,000   |                         |
| 自主避難に係る損害    | 第五次追補第 3     | 200,000   | H23.4.23 ～<br>H23.12.31 |
| 生活基盤変容慰謝料    | 第五次追補第 2 の 2 | 2,500,000 |                         |
| 合計           |              | 3,150,000 |                         |

申立人 X 3

| 損害項目           | 内訳等                      | 金額        | 期間               |
|----------------|--------------------------|-----------|------------------|
| 過酷避難慰謝料        | 第五次追補第 2 の 1             | 300,000   |                  |
| 生活基盤変容慰謝料      | 第五次追補第 2 の 2             | 2,500,000 |                  |
| 日常生活阻害慰謝料（増額分） | 第五次追補第 2 の 4 ⑧<br>（家族別離） | 1,470,000 | H23.7 ～<br>H27.7 |
| 合計             |                          | 4,270,000 |                  |

申立人 X 4

| 損害項目               | 内訳等          | 金額        | 期間 |
|--------------------|--------------|-----------|----|
| 過酷避難慰謝料            | 第五次追補第 2 の 1 | 300,000   |    |
| 過酷避難慰謝料（増額分）       | 第五次追補第 2 の 1 | 300,000   |    |
| 生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害 | 第五次追補第 2 の 2 | 2,190,000 |    |
| 精神的損害（一時金）         |              | 370,000   |    |
| 合計                 |              | 3,160,000 |    |

申立人 X 5

| 損害項目               | 内訳等          | 金額      | 期間               |
|--------------------|--------------|---------|------------------|
| 生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害 | 第五次追補第 2 の 2 | 930,000 | H26.9 ～<br>H29.3 |
| 合計                 |              | 930,000 |                  |

|        |            |
|--------|------------|
| 和解金額合計 | 19,463,000 |
|--------|------------|